

あきる野市行政改革推進プラン
実 施 計 画

平成18年3月
あきる野市

はじめに

この実施計画は、平成17年3月に策定した「あきる野市行政改革推進プラン」（以下、推進プランという。）に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間の改革期間における具体的な取組について、示したものです。

平成17年度においては、すでに推進プランに基づき、自治基本条例制定に向けての検討やよりきめ細かな情報が発信できるホームページの改善、行政評価システムに基づく予算編成改革等に取り組んでいますが、この実施計画では、推進プランに位置付けた各改革について、実施内容と実施予定年度、担当課を明確に示して、計画的に取り組めるようにしました。実施予定年度については、改革の取組の年度において、「検討」、「実施」、「制定」等の表現により明示し、担当課については、多くの部署に関連する改革の場合、できるだけ改革の主体となる担当課を明らかにして、改革を確実に推進できるようにしました。

また、推進プランに位置付けた改革の指針に盛り込んでいない取組についても、改革の指針の趣旨に合致する内容については、緊急性や必要性等を勘案して、この実施計画に位置付けて取り組むものとしします。

なお、この実施計画につきましては、目標を定めて着実に改革に取り組む観点から、必要に応じて、ローリングを実施し、より具体的な取組内容を示してまいります。

目 次

分権型社会に対応した行政の基本的なあり方	1
1 協働と参画による住民自治の強化	1
改革 1 自治の理念と基本原則の確立	1
改革 2 市民等の権利と責務の明確化	1
改革 3 協働と参画の仕組づくり	1
改革 4 協働と参画に関する条例（自治基本条例）の制定	1
2 説明責任遂行能力と透明性の向上	2
改革 1 市民起点の情報化の推進	2
改革 2 広報広聴機能の充実	2
改革 3 説明責任の遂行能力の向上	3
社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築	4
1 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築	4
改革 1 経営戦略に基づく行政経営の推進	4
改革 2 予算編成システムの改革	4
改革 3 組織・人事体制等の改革	4
改革 4 職員の意識改革	4
改革 5 第三者評価体制の確立	4
2 財政健全化の指針	5
改革 1 財政健全化の基本的方向	5
改革 2 歳入の確保	5
改革 3 受益者負担の適正化	6
改革 4 補助金、負担金の見直し	6
改革 5 業務執行の効率化	7
改革 6 行政の守備範囲の再構築	7
3 人事制度の改革	8
改革 1 職員の削減と定員適正化	8
改革 2 新たな任用制度の導入	8
改革 3 人事評価制度の確立	8
改革 4 職員の計画的な育成	8
4 組織体制の改革	9
改革 1 政策体系に基づく組織体制の再編	9
改革 2 組織のフラット化等による組織体制の見直し	9

分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

1 協働と参画による住民自治の強化

自治体と住民の関係を再編し地域の変革と自治体経営の改革を進めていくため、分権型社会における協働と参画による新しい自治のあり方を模索するため、自治基本条例の制定に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 自治の理念と基本原則の確立	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、分権型社会における新しい自治理念の確立及び協働と参画の運営に必要とされる基本原則の検討に取り組み、この理念と基本原則を自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	企画課
改革2 市民等の権利と責務の明確化	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、市民等（市民、非営利組織、事業者等をいう。）の権利として、まちづくりの主体となって、まちづくりを行う権利を有すること等の権利を明確にする。また、市民等の責務として、地域社会の発展に寄与するよう努めることを明らかにして、この権利と責務を自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	企画課
改革3 協働・参画の仕組みづくり	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、市は、市民等の意思が市政に的確に反映されるように市民参画の機会の拡充に努め、計画立案、実施、評価の各段階への市民等の参画についての方向性を示し、これを自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	企画課
改革4 協働・参画に関する条例（自治基本条例）の制定	・平成17年度に庁内に検討会議を設置して、条例の骨格となる基本的事項について一定の方針をまとめた後、学識経験者や市民の代表などで構成する市民検討委員会を設置して、条例に盛り込むべき事項の検討を行う。 ・平成18年度は、議会への説明や住民説明会等を行い、自治基本条例の制定に向けた取組を推進する。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討 ・平成18年度 条例制定に向けた取組	企画課

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

市は、市民に対して開かれた市政の運営を行い、行政における説明責任の遂行能力と透明性の向上を図るため、市民起点の情報化の推進や広報広聴機能の充実等に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 市民起点の情報化の推進	「地域情報化計画」を基本指針として、次に示す取組の進行管理を行う。	継続実施	情報システム課
	・市からの情報発信 ア あきる野市 HP の大幅リニューアル イ 市政情報の公開拡充	継続実施	秘書広報課
	ウ 図書館情報システムの拡充	継続実施	図書館
	エ IT活用人材の育成支援	継続実施	あきる野ルピア 地域振興課
	・市民と市が意見交換ができる仕組みの提供 ア ITを活用した学習（教育情報のネットワーク）	・平成17年度 基盤づくり	指導・学務課
	イ 生涯学習情報システムの整備運営	・平成17年度 ～平成18年度 検討 ・平成19年度 導入	社会教育課
	ウ 市民電子会議室の設置運営	継続検討	企画課
	・市民がサービス提供の担い手として行動できる場づくりの提供 ア 地域活動拠点の整備（きがるにネットの活用）	継続検討	情報システム課
	イ 公共施設予約・情報提供システムの構築・運用	継続検討	
	ウ 市民によるホームページ	・平成18年度 研究	
改革2 広報広聴機能の充実	・広報紙は、市民への周知が必要と思われる情報を取材形式により随時掲載することや市民参加の紙面づくりを検討して、分かりやすい紙面づくりを実施する。	・平成18年度 検討	秘書広報課
	・ホームページは、各課による情報掲載や更新方式へと転換し、使いやすさやアクセスのしやすさ等を備え、多くの人が利用可能なユニバーサルデザインに配慮したホームページづくりを継続して進める。	・平成17年度 実施	

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革2 広報広聴機能の 充実	・市民や非営利組織等が主体的に活動できるようなデータ（例えば各種審議会の議事録等）を充実するとともに、インターネットを活用して、緊急情報やその他の情報提供を求める市民に直接的な情報提供ができるような仕組みづくりを検討する。	・平成18年度 検討	秘書広報課
	・市長の手紙制度の充実を図る。	継続実施	
	・新たに市政懇談会や市民モニター制度について検討を行う。	・平成18年度 検討	
改革3 説明責任の遂行 能力の向上	・市の説明責任の遂行能力向上を図るため、行政評価システムにおいて、次のとおり取り組む。 平成18年度において、施策評価結果等の公表に向けて、市民の意見を聴く仕組みを構築する。	・平成18年度 施策及び事務 事業評価結果の 公表及び意見集 約	企画課
	・市が出資等を行う法人その他の団体等について、保有する情報を公開するよう協力要請をするため、あきる野市情報公開条例の一部改正を行う。	・平成17年度 実施	総務課

社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

1 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築

市民起点による成果志向の行財政経営を進め、限られた財源を適正に配分して、納税者である市民に満足してもらう観点から、行政評価システムを取り入れたマネジメント・システムの構築をさらに推進していくため、次に示す改革に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 経営戦略に基づく行政経営の推進	・行政評価システムによる施策から事務事業の評価結果により施策の優先順位を定めるとともに、経営戦略のもと次年度の経営方針を定め、この経営方針に基づき予算編成及び執行管理に取り組む形式で経営戦略に基づく行政経営を推進する。	・平成17年度 実施	企画課
改革2 予算編成システムの改革	・職員に一定の権限と責任を持たせることができるようにするため、予算編成システムは、段階的に、施策別の予算枠を配分する方式に移行させる。	・平成17年度 実施	財政課
改革3 組織・人事体制等の改革	・組織体制は、施策評価体系に基づき、後述の「組織体制の改革」において取り組む。	・平成17年度 ～平成18年度 検討	企画課
	・人事評価制度は、行政評価の成果等の目標値による業績を活用した後述の「人事制度の改革」において取り組む。	・平成17年度 ～平成18年度 検討	職員課
改革4 職員の意識改革	・行政評価システムの導入に伴い、予算編成にあたっては施策別予算枠配分を行い、その枠内で自ら判断しコスト意識を持って改革・改善を図りながら、予算編成に取り組むことにより、職員の意識改革を推進する。	・平成17年度 実施	全課
改革5 第三者評価体制の確立	・施策や事務事業の評価に対する客観性や信頼性、精度を高めるため、市民や識見を有する者で構成する第三者評価制度を確立するものであるが、行政評価システムは、平成18年度から本格稼動するため、まず、市の内部評価体制を確立する。 その上で、第三者評価体制を平成20年度までに確立する。	・平成17年度 ～平成19年度 内部評価体制の確立及び第三者評価体制の検討 ・平成20年度 第三者評価体制の確立	企画課

2 財政健全化の指針

市税の減少や「三位一体の改革」に伴う国庫補助負担金の削減や地方交付税総額の抑制などにより、市の歳入が大幅に減少するなど、厳しい財政状況に対処するため、次に示す改革に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 財政健全化の基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政見通し等をふまえ、計画的な財政運営を推進するため、経費別削減目標や経常収支比率の目標値の設定、公債費比率の上限(12.5%)、基金の整理統合の検討等を定めた財政運営の指針となる財政健全化計画の策定に取り組み、中長期的な視点で改革を進める。 ・ 歳出を抑制するため、行政評価システムによる施策の厳しい選択を行い、事務事業は、評価に基づく有効性や効率性等の徹底した改革・改善を図り、経費の削減と合理化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度実施 	財政課 企画課 全課
改革2 歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税等の確保 市税等の徴収体制を強化するため、市税は差押対象の拡大を図るとともに、滞納者の自力執行権がある徴収金は、徴税吏員と連携して滞納の圧縮に取り組む。その他の徴収金は、督促の申立も視野に入れた強い姿勢で取り組む。 また、税源移譲に伴う市税の収納の仕組みについて、関係機関と調整を図り対応する。 	継続実施	企画課 関係所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税客体の把握 市民税や償却資産等の未申告者について、税務署等と連携を図り、課税客体の把握を進める。 	継続実施	課税課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有財産の活用 ア 市有財産は、その目的が十分達成できるよう活用を図るとともに、一定期間使用する予定がない財産については、暫定的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度調査・検討 	契約管財課
	<ul style="list-style-type: none"> イ 不用と判断される財産については、積極的に売却を進める。 	継続実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・都補助金等の確保 市の施策に合った国や都の補助制度を積極的に活用し、財源確保に努める。 	継続実施	全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の振興 当市における産業振興のあり方や将来像を示した上で、商業、工業、観光業、農業及び林業などのそれぞれの振興方針を定める(仮称)産業振興基本条例を制定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度～平成18年度検討 	商工観光課

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革3 受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の「財政健全化の基本的方向」に基づき、市の財政状況を把握して、今後の受益者負担のあり方を検討する。 特に、国民健康保険税と下水道料等は、それぞれ特別会計の独立採算の原則から、検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度～平成18年度検討 	<ul style="list-style-type: none"> 財政課 関係所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、手数料 関係課において、前回の改定の点検を行うとともに、各施設のコスト計算や各種手数料の原価計算、他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 関係所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料 前回の改定の点検を行うとともに、国の徴収基準との比較や他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度検討 	<ul style="list-style-type: none"> 児童課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税 前回の改定の点検を行うとともに、応能割と応益割を各50%に近づけることや他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方をふまえ、改定の方針を決める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度～平成18年度検討 ・ 平成18年度改定 	<ul style="list-style-type: none"> 保険年金課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道料 前回の改定の点検を行うとともに、維持管理経費や資本費の状況把握、他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度検討 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道課
改革4 補助金、負担金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金・負担金の見直し 補助金・負担金の目的妥当性・有効性・効率性等の観点から事務事業評価をした上で、廃止や縮減等の見直しを行う。 なお、見直し対象には、扶助費も加えるものとし、国・都の制度の見直しが行われた場合は、その見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度検討 	<ul style="list-style-type: none"> 関係所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の運用 補助金については、状況に応じて補助年限を明確に示して運用する。(サンセット方式等の導入) 		

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革4 補助金、負担金の見直し	<p>・外郭団体の財政健全化</p> <p>市が関与する外郭団体のうち、社会福祉協議会とシルバー人材センターについては、補助金を適正に執行できるよう監理する。</p> <p>また、市が出資している(株)秋川総合開発公社は、その運用状況を把握した上で、適正な運営が図られるように監理する。土地開発公社は、保有期間が長期にわたる土地が累積するなど厳しい経営環境をふまえ、土地開発公社の経営健全化計画に基づき監理する。</p>	継続実施	財政課 関係所管課
改革5 業務執行の効率化	<p>・電子自治体の推進</p> <p>総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進し、住民サービスの向上を図るとともに、市の業務執行の効率化を進める。</p> <p>その推進にあたっては、経費削減を図るため、他団体との共同運営方式やASP方式等のアウトソーシングの導入などに取り組む。</p>	継続実施	情報システム課
	<p>・入札制度改革</p> <p>入札参加資格審査申請、入札などをインターネットを通じて行う制度の導入を平成16年度に図ったところであるが、今後、その具体的展開に努める。</p>	・平成17年度 実施	契約管財課
改革6 行政の守備範囲の再構築	<p>・委託化等の推進</p> <p>公共施設における管理・運営や個別の事務事業において、業務の内容を分析した上で、効率的かつ効果的な業務執行ができるよう、業務の委託化や民営化を推進する。この検討にあたっては、事務事業評価の効率性評価等において実施する。</p>	・平成18年度 検討	企画課 関係所管課
	<p>・指定管理者制度の活用</p> <p>公の施設の管理については、施設の設置目的等をふまえて、原則として指定管理者制度の活用を推進する。なお、指定管理者の指定にあたっては、市民や専門知識を有するものの参加を得た選定委員会を設置して、選定過程の透明性を確保する。</p>	・平成17年度 実施	

3 人事制度改革

公務の効率的かつ適正な運営を確保する観点から、職員に対するより客観的な業績評価制度を導入し、能力・実績主義の人事制度を確立するなどの人事制度改革を推進するため、次に示す改革に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 職員の削減と定員適正化	<p>・新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくためには、限られた財源や人員の有効活用を図る中で、将来を見越し、新規採用を視野に入れた計画的な定員管理が必要不可欠であることから、すべての組織の事務量調査を実施して、組織の適正な人員を把握し、新たに第2次定員適正化計画を策定する。合わせて、現状の極端な逆ピラミッド型の職員年齢構成を是正することが必要であり、その是正のため新たな職員採用計画を策定し対処する。</p> <p>なお、平成23年4月における適正化の数値目標を掲げる。</p>	<p>・平成18年度調査・検討及び第2次定員適正化計画の策定</p>	<p>職員課 企画課</p>
改革2 新たな任用制度の導入	<p>・職員の能力や業績主義に基づいて、職員個々の能力と業績をよりの確に反映した昇任等を公正、公平な試験又は選考により実施する任用制度を新たに確立し、人事考課と連動して構築していくものとする。</p>	<p>・平成18年度実施</p>	職員課
	<p>・職員の能力や病気、家庭の事情などにより職務を全うできないと認められる職員について、本人の申し出による希望降任制度の導入について、新たに検討する。</p>	<p>・平成18年度検討</p>	
改革3 人事評価制度の確立	<p>・職員の新たな人事評価制度として、国の動向をふまえて、能力評価や実績評価による人事評価制度を新たに導入し、評価結果を給与、特別昇給、勤勉手当に反映できるよう検討する。</p>	<p>・平成18年度検討</p>	職員課
改革4 職員の計画的な育成	<p>・職員一人ひとりに着目した計画的な能力開発を進めるとともに、職員が主体的に能力開発に取り組む、職務の自己実現による高いモチベーションを継続する体制を構築するため、職員の計画的な育成に当たっては、職員研修を人事諸制度と総合的に結び付けられるような人材育成方針を新たに策定する。</p>	<p>・平成17年度～平成18年度検討</p>	職員課

4 組織体制の改革

分権型社会における組織体制として、新たな行政課題や住民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような組織体制に改革するため、次に示す改革に取り組む。

改革の指針	実施内容	実施予定年度	担当課
改革1 政策体系に基づく組織体制の再編	・様々な行政課題等に即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるようにするため、基本構想の政策体系に基づき施策の目的を明確にし、この施策の目的を基礎に組織のあり方を考えその構成を組み立てる。その上で、現行の8部体制をより簡素で効率的な組織体制を目指し、できる限り大きくくり再編することを検討する。	・平成18年度 検討	企画課
	・施策評価と連動しながら、政策体系による各施策の目的に基づき、必要に応じて目的が同じ課は統合するなどの改善を進める。	・平成18年度 検討	
改革2 組織のフラット化等による組織体制の見直し	・各組織において、施策の目的を達成するための事務事業を機動的に執行できるようにするとともに、様々な行政課題に柔軟に対応し事務処理の迅速化を図り、かつ職員的能力を最大限発揮できるようにするため、係制や中間職層の廃止等を進めるなど組織のフラット化を検討する。	・平成18年度 検討	企画課
	・効率的かつ柔軟な組織運営を図るため、課や係の業務の形態に合わせて、職員を流動的に動員できる体制の活用を図る。		
	・必要に応じて、係制を撤廃した担当制による組織に見直しを行う。		
	・現行の課及び係の体制やその運営について、定期的に点検し問題点等を把握するとともに、それらに対処する改革・改善をきめ細かく進め、組織の効率的かつ柔軟な運営を行う。	継続実施	